

平成23年4月7日  
消費者庁食品表示課

## 玄米及び精米品質表示基準の一部改正（案）に関する御意見募集

### 1 意見募集対象

玄米及び精米品質表示基準の一部改正（案）（別紙参照）

### 2 改正の趣旨等

平成23年7月から米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地の情報の伝達に関する法律が施行され、米及び米加工品を対象に消費者への産地情報の伝達が義務化されることに伴い、玄米及び精米の容器包装に都道府県名等が表示できるよう改正を行う予定としております。

つきましては、下記の要領にて広く国民の皆様の御意見を募集いたします。

お寄せいただいた御意見につきましては、内容を検討の上、消費者庁告示作成の参考とさせていただきます。

### 3 意見募集期間

平成23年4月7日（木）から平成23年5月6日（金）まで（郵送の場合は同日必着）

### 4 意見の提出方法

御意見は、理由を付して、次に掲げるいずれかの方法により提出してください。なお、電話での受付はできませんので、御了承下さい。

#### （1）【電子メールの場合】

E-MAIL : [i.shokuhin@caa.go.jp](mailto:i.shokuhin@caa.go.jp) クリックしてください

電子メールの件名を「玄米及び精米品質表示基準の一部改正（案）について」としてください。

なお、メールにワード、一太郎ファイルを添付しての提出も可能です。

#### （2）【FAXの場合】

03 - 3507 - 9292 消費者庁食品表示課 意見募集担当あて  
表題を「玄米及び精米品質表示基準の一部改正（案）について」としてください。

#### （3）【郵送の場合】

〒100 - 6178

東京都千代田区永田町2 - 11 - 1 山王パークタワー 5階  
消費者庁食品表示課 意見募集担当あて

封筒表面に「玄米及び精米品質表示基準の一部改正（案）について」と朱書きしてください。

お送りいただく場合、以下の事項を御記入ください。

- 【1】御意見（表題及び御意見を御記入ください。）  
御意見が600字を超える場合、その内容の要旨を添付していただきますようお願いいたします。
- 【2】氏名（法人その他の団体にあつては名称／部署名等）
- 【3】職業（法人その他の団体にあつては業種）任意
- 【4】住所
- 【5】電話番号
- 【6】メールアドレス（お持ちの場合）

#### 5 注意事項

お寄せいただいた御意見に対する個別の回答は致しかねます。  
御意見については、基本的にはその要旨を公表いたしますが、提出者の氏名や住所等、個人を特定できる情報を除き、そのまま公表させていただく場合もありますので、あらかじめ御了承ください。